

議案第 8 1 号

狭山市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を改正する条例
(狭山市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正)

第 1 条 狭山市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成 1 8 年条例第 1 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(狭山市心身障害者医療費支給条例の一部改正)

第 2 条 狭山市心身障害者医療費支給条例(昭和 4 9 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号ア中「障害者自立支援法(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号)」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「障害者総合支援法」という。)」に改め、「又は共同生活介護」を削り、同号イ及びエ中「又は共同生活介護」を削り、同項第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、「又は共同生活介護」を削り、同項第 3 号及び第 5 号中「又は共同生活介護」を削る。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 3 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 4 2 年条例第 2 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の 2 第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第 5 条第 1 2 項」を「第 5 条第 1 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中狭山市心身障害者医療費支給条例第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号の改正規定(「又は共同生活介護」を削る部分に限る。)並びに第 3 条中議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 1 0 条の 2 第 2 号の改正規定(「第 5 条第 1 2 項」を「第 5 条第 1 1 項」に改める部分に限る。)は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

平成24年11月27日提出

狭山市長 仲川 幸成

提案理由

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」による障害者自立支援法の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。